

第7期知夫村障がい福祉計画

令和6年3月

知 夫 村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
1. 基本理念	2
2. 基本目標	2
第3章 障がい者の状況	3
1. 身体障がい者	3
2. 知的障がい者	4
3. 精神障がい者	4
4. 利用している障がい福祉サービス	5
第4章 成果目標とサービス見込量	6
1. 令和8年度の成果目標	6
2. 障がい福祉サービス等の見込量	11
第5章 地域生活支援事業の見込量	15
1. 地域生活支援事業の見込量	15
第6章 計画の推進と評価	18
1. 計画の推進体制	18
2. 計画の点検・評価	18

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の障がい福祉制度は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで障がいの種別ごとに提供されていた福祉サービスが、障がいの種別に関わらず一元的に提供される仕組みに改められました。また、各自治体は国の基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、障がい福祉サービスの数値目標や見込量などを定める「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。

平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に施策に取り組むことを基本理念として掲げ、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する支援の拡充が行われました。

この計画は、本村の障がい福祉サービスの現状や課題等を把握するとともに、障がいのある方のニーズ等を踏まえ、障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策及び地域生活支援事業の実施に関することを定めています。

本村では、令和3年度から令和5年度を計画期間とした第6期として障がい福祉計画を策定し、計画の推進に取り組んできました。

第7期障がい福祉計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、これまでの計画の進捗状況及び数値目標に対する実績を踏まえつつ、サービスの提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障がい福祉サービス及び相談支援などの提供体制の確保に関する事項などを定める計画です。

また、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項などを定める「市町村障害児福祉計画」を含むものとします。

3. 計画の期間

「市町村障害福祉計画」は、国の基本指針において計画期間を「3カ年を1期」として定められていることから、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

また、計画期間内における制度改正や社会情勢の変化などにより必要な場合は適宜計画の見直しを行うこととします。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			次期障がい福祉計画		

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がい福祉計画の策定にあたって、住民の誰もが障がいの有無にかかわらずその能力を最大限に発揮しながら、安全で安心して生活できるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創り、すべての障がい者の自立と社会参加の実現を目指します。国の策定指針に基づき、次の3つを計画の基本理念とします。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現が図られるよう、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的なサービスの充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、等しくサービスを受けることができるようサービスの充実に向けた取り組みを推進します。

(3) 地域生活への移行と継続への支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、地域生活の継続、就労の支援など新たな課題に対応できるよう、地域の社会資源を活用したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくりなどの整備を進めます。

2. 基本目標

障がい福祉サービスの提供体制を確保するため、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し計画の整備を図ります。

- (1) 障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供体制の整備を進めます。
- (2) 障がい福祉サービスの実施主体として、必要な障がい福祉サービスや相談支援等の計画的な提供に努めます。
- (3) 地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現します。

第3章 障がい者の状況

区分	身体	知的	精神	合計
人数	35人	3人	11人	49人

(令和5年3月31日現在)

1. 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
1級	0	0	1	1
2級	0	0	3	3
3級	0	0	7	7
4級	0	0	17	17
5級	0	1	3	4
6級	0	0	3	3
合計	0	1	34	35

(令和5年3月31日現在)

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
視覚	0	0	0	0
聴覚・平衡	0	0	6	6
音声・言語・そしゃく	0	0	0	0
肢体	0	1	22	23
内部※	0	0	6	6
合計	0	1	34	35

(令和5年3月31日現在)

※内部・・・心臓、じん臓、直腸、ぼうこう、呼吸器

2. 知的障がい者

療育手帳所持者数

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
A	0	1	0	1
B	0	0	2	2
合計	0	1	2	3

(令和5年3月31日現在)

3. 精神障がい者

精神保健福祉手帳所持者数

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
1級	0	0	0	0
2級	0	7	1	8
3級	0	1	2	3
合計	0	8	3	11

(令和5年3月31日現在)

自立支援医療（精神通院医療）証所持者数

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上
合計	0	10	6

(令和5年3月31日現在)

4. 利用している障がい福祉サービス

区分	サービス名	利用者数	事業所所在地別内訳数	
日中活動系サービス	自立訓練(生活訓練)	1人	兵庫県西宮市	1人
	就労継続支援B型	3人	海士町	2人
			隠岐の島町	1人
	生活介護	3人	隠岐の島町	1人
			松江市	1人
			安来市	1人
居住系サービス	宿泊型自立訓練	1人	兵庫県西宮市	1人
	共同生活援助	3人	隠岐の島町	2人
			安来市	1人
	施設入所支援	1人	松江市	1人

(令和5年3月現在)

第4章 成果目標とサービス見込量

1. 令和8年度の成果目標

本計画では、計画の最終年度となる令和8年度に向け、障がいのある方の地域生活への移行や就労に関する数値目標を設定します。

数値目標の設定においては、施設及びサービス提供事業所の利用状況や障がいのある方の意向等、本村の実情を総合的に勘案した上で設定し、これらの目標の達成に向けて必要な各種障がい福祉サービスの提供体制を充実させていきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

①地域生活移行者の増加

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

②施設入所者の削減

令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

<第7期計画における成果目標>

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標	考え方
施設入所者数	1人	1人	
地域生活移行者数	0人	0人	令和4年度末の施設入所者数1人のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人数(6%以上)
施設入所者削減者数	0人	0人	令和8年度末時点の施設入所者削減者数(5%以上)

【数値目標の考え方及び方策】

訪問系サービス、居宅系サービスなど地域での受け入れ体制を整備するとともに自立訓練等の事業を利用し施設入所者の地域生活移行に努めます。

ただし、現在の施設入所者の地域生活移行は困難なことから地域移行者数及び削減者数の目標値を0人と設定します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療・福祉関係者による協議の場

項目	R 6年度	R 7年度	R 8年度
開催回数	1回	1回	1回
関係者の参加者数	5人	5人	5人
目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

【数値目標の考え方及び方策】

精神障がいのある方が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをするために、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療・福祉関係者の連携による支援体制の構築を検討していきます。年1回開催することを目標値として設定します。

(3) 地域生活支援の充実

【国の基本指針】

①障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実

令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

②強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

<第7期障害福祉計画の成果目標>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
令和8年度末の地域生活支援拠点等の整備	0箇所	0箇所	0箇所
コーディネーター（配置人数）	0人	0人	0人
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

項目	令和8年度 目標	考え方

強度行動障がい者の支援体制の整備	無	令和8年度末までに、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を圏域での整備
------------------	---	--

【数値目標の考え方及び方策】

利用の見通しが不明瞭な中において、村単独での整備は困難な状況にあります。障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えて、本村のみならず隠岐圏域の町村、事業所と連携し、地域の実情に合った圏域等での整備を検討していきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

①一般就労への移行者の増加

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業についてはおおむね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

②就労移行支援事業所ごとの実績の確保・向上

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

③就労定着支援事業の利用者の増加

就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

④就労定着支援事業所の就労定着率の増加

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

<第7期障害福祉計画の成果目標>

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標	考え方
一般就労移行者数	0人	0人	福祉施設を通じて一般就労へ移行する人数 (1.28倍以上)
就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	0人	就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する人数 (1.31倍以上)
就労継続支援 (A型) 事業の一般就労移行者数	0人	0人	就労継続支援 (A型) 事業を利用して一般就労へ移行する人数 (1.29倍以上)

就労継続支援（B型）事業の一般就労移行者数	0人	0人	就労継続支援（B型）事業を利用して一般就労へ移行する人数（1.28倍以上）
就労定着支援事業の利用者数	0人	0人	就労定着支援事業者の利用者数（1.41倍以上）

項目	令和8年度 目標値
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	無
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	無

【数値目標の考え方及び方策】

令和8年度末において、福祉施設利用者のうち就労移行支援などを通じて、一般就労に移行する者及び就労移行する者の数値を設定します。また、現在、就労移行支援事業を利用している方がいないため目標値は全て0とします。

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

①児童発達支援センターの設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

③主に重症心身障害児を支援する事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<第3期障害児福祉計画の成果目標>

項目	令和8年度 目標	考え方
児童発達支援センターの設置	無	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1カ所以上
障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）を推進する体制を構築	無	令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
主に重症心身障害児を支援する事業所の確保	無	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	有	令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置人数	0人	令和8年度末までに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【数値目標の考え方及び方策】

利用見込がないため、目標値としては無しとしていますが、これまで行っている乳幼児健診や療育相談により、なるべく早い段階から支援を実施できるよう保育所や小中学校をはじめ、各関係機関と連携し、継続的に実施していきます。また、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、障害者自立支援協議会を協議の場とするため設置済みとします。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

①相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

②協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	無	無	無
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件	0件	0件

地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	0件	0件	0
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	無	無	無

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

①令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込	0人	0人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有（体制の有無）	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（実施回数）	0回	0回	0回

2. 障がい福祉サービス等の見込量

(1) サービス見込量算出の基本的な考え方

障がい福祉サービスの見込量算出に当たっては、第7期計画の進捗状況やサービス利用の実績並びに新たなサービス対象者等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定します。

①訪問系サービス

○目標値の考え方

本村の現状として、村内には訪問系サービスの事業所はありません。村外でのサービス利用者の実績もありません。また障がい者のほとんどが65歳以上の介護保険適用者であり、今後のサービス量の見込みについては0と設定します。

(単位：月・時間)

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護 重度訪問介護	サービス量 (時間)	0	0	0	0

同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	実人数 (人)	0	0	0	0
----------------------------	---------	---	---	---	---

②日中活動系サービス

○目標値の考え方

現在の利用者を基に、月平均利用日数（22日）を乗じたものを、サービス量の目標値とします。

生活介護は令和4年度の実績数と同数の3人分66人日分、就労継続支援（B型）も令和4年度の実績数と同数の3人分66人日分を設定します。また就労選択支援は令和7年度より開始となるため、令和7年度以降の見込を記載します。短期入所（福祉型）は令和4年度に1名の実績がありましたが、施設入所をしたため、令和6年度以降は0人とします。その他のサービスについては、村内に事業所もないこと、これまでに実績がないため0と設定します。

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
生活介護	利用量 (人日分)	66	66	66	66
	実人数 (人)	3	3	3	3
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日分)	0	0	0	0
	実人数 (人)	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日分)	0	12	12	12
	実人数 (人)	0	1	1	1
就労選択支援	利用量 (人日分)	無	無	0	0
	実人数 (人)	無	無	0	0
就労移行支援	利用量 (人日分)	0	0	0	0
	実人数 (人)	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	利用量 (人日分)	0	0	0	0
	実人数 (人)	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日分)	66	66	66	66
	実人数 (人)	3	3	3	3
就労定着支援	実人数 (人)	0	0	0	0
療養介護	実人数 (人)	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	利用量 (人日分)	22	0	0	0
	実人数 (人)	1	0	0	0
短期入所 (医療型)	利用量 (人日分)	0	0	0	0
	実人数 (人)	0	0	0	0

③居住系サービス

○目標値の考え方

自立生活援助は令和4年度において利用実績がないため0人と設定します。共同生活援助は令和4年度の実績数と同数の3人とし、施設入所は令和4年度の実績数と同数の施設入所支援1人を目標値と設定します。

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	実人数(人)	0	0	0	0
共同生活援助	実人数(人)	3	3	3	3
上記のうち重度障がい者	実人数(人)	0	0	0	0
施設入所支援	実人数(人)	1	1	1	1

④相談支援

○目標値の考え方

計画相談支援について令和4年度の月利用者数は1名でしたが利用者の増加が見込まれるため令和6年度以降は月利用者数7人を目標値と設定します。地域移行支援及び地域定着支援についてはこれまでに実績がないため0と設定します。

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	1	7	7	7
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0

⑤障がい児通支援

○目標値の考え方

これまでに利用実績はありませんが、発達障害のある子どもの利用が見込まれるため、1件計上します。

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	利用量(人日分)	0	1	1	1
	実人数(人)	0	1	1	1
医療型児童発達支援	利用量(人日分)	0	0	0	0

	実人数 (人)	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用量 (人日分)	0	0	0	0
	実人数 (人)	0	0	0	0
保育所等訪問支援	利用量 (人日分)	0	0	0	0
	実人数 (人)	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用量 (人日分)	0	0	0	0
	実人数 (人)	0	0	0	0

⑥障がい児相談支援

○目標値の考え方

これまでに。利用実績がないため0人と設定します。

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
障がい児相談支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0

第5章 地域生活支援事業の見込量

1. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がい者及び障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的とします。

(1) 相談支援事業

総合的な相談窓口を村民福祉課に設置しており、障がい者や障がい児の保護者、障がい者等の介護を行う家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや権利擁護のために必要な援助を行うことにより障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
相談支援事業	設置か所数 (か所)	1	1	1	1

(2) 意思疎通支援事業

関係団体と委託契約をしていますが、これまでに利用実績はないため0と設定します。今後は住民の普及・啓発を図り利用を促進します。

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数 (人)	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人)	0	0	0	0

(3) 日常生活用具給付事業

主に重度の身体障がい、知的障がい、精神障がいがある方や難病患者に対し日常生活上の利便性を高める用具を給付します。また、①介護訓練支援用具②自立生活支援用具③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具⑤排泄管理支援用具⑥居宅生活補助用具に分け、その種類ごとの給付見込を定めています。

※排泄管理支援用具（ストマ）は1カ月分を1件として計上

サービス名	単位	R 4年度 (実績)	R 6年度	R 7年度	R 8年度
介護訓練支援用具 (特殊寝台、移動用リフト等)	給付件数	0	0	0	0
自立生活支援用具 (入浴補助用具、歩行支援用具等)	給付件数	0	0	0	0
在宅療養等支援用具 (透析液加湿器、電気式たん吸引器等)	給付件数	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具 (視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用情報受信装置等)	給付件数	0	0	0	0
排泄管理支援用具	給付件数	48	48	48	48
居宅生活補助用具	給付件数	0	0	0	0

(4) 移動支援事業

障がいのある方で、村が外出時に支援が必要と認めた方に対して、円滑に外出することができるよう、移動支援を実施し地域における自立した生活を送れるよう支援します。

令和4年度に1回利用があったため、令和6年度以降も同様に計上します。

※利用時間は1件1時間として算出

サービス名	単位	R 4年度 (実績)	R 6年度	R 7年度	R 8年度
移動支援事業	事業所数 (箇所/年)	1	1	1	1
	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1
	利用時間数 (時間/年)	1	1	1	1

(5) 地域活動支援センター事業

創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、障がいのある方に日中活動の場を提供します。これまでに、実績がないため0と設定します。今後は住民の普及・啓発を図り利用を促進します。

サービス名	単位	R 4年度 (実績)	R 6年度	R 7年度	R 8年度
地域活動支援センター (基礎的事業)	実施か所	0	0	0	0
	利用者数/月	0	0	0	0

(6) 日中一時支援事業

障がいのある方に日中活動の場を提供し、障がい者等のいる家族の就労支援や障がい児の放課後支援、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を図ります。これまでに、実績がないため0と設定します。

サービス名	単位	R4年度 (実績)	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	実施か所 (箇所/年)	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0

第6章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係機関との連携

障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、村民福祉課が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関係機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校等、国や県の機関、また障がい者や障がい者団体、社会福祉協議会、医療機関、民生委員・児童委員と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、障がい者団体、福祉サービス事業所、保健・医療機関などの関係者で構成する「知夫村障害者自立支援協議会」により、地域の関係機関によるネットワークの構築、障害福祉計画の具体化に向けた協議などを行います。

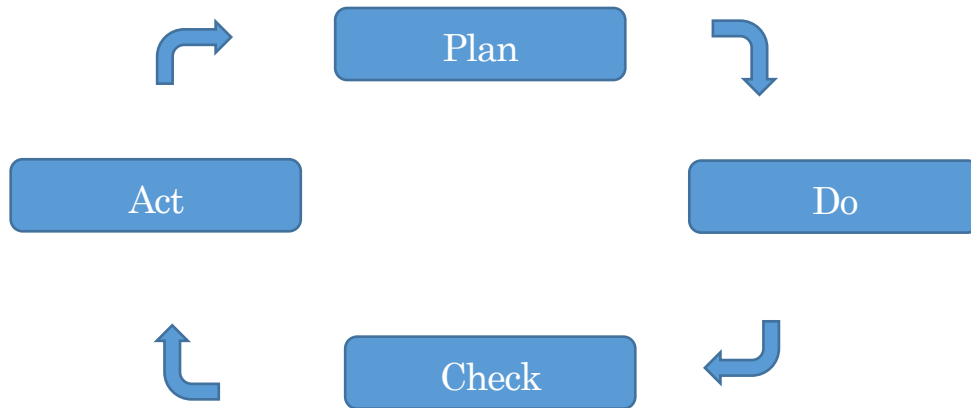
2. 計画の点検・評価

(1) 点検・評価の方針

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「PDCA サイクル」を導入することを定めています。

「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

PDCA サイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する。
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直す

本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」等の目標値を「成果目標」とし、障がい福祉サービスの見込量を「活動指標」としています。

国の基本指針では、

①成果目標について、少なくとも1年ごとの評価を行うこととする。

②障がい福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、評価は、より高い頻回で行うことが望ましい。

としています。

このため、本計画については、「PDCA サイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価及び改善にあたっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、知夫村障害者自立支援協議会等において、関係者の意見を聴くなかで検討を行っていきます。

(2) 点検・評価の方法

年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行に努めます。

また、知夫村障害者自立支援協議会等において、計画の進捗状況の報告及び評価を行い、進行管理の透明性を図ります。